

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 16日

和歌山県知事

殿



提出者

住所 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号  
氏名 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 06-6569-0145

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	田辺市ごみ処理場内 日立造船株式会社 田辺作業所
事業場の所在地	〒646-0053 和歌山県田辺市元町2291-6
計画期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成29年 3月 21日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

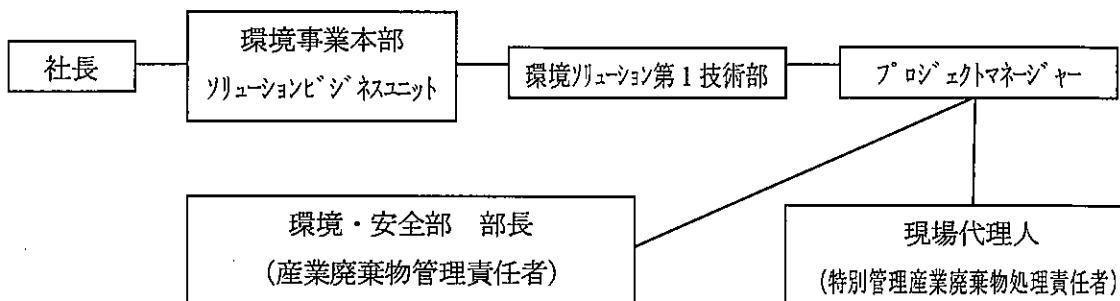
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	¥1,327,320,000 (消費税込)
③従業員数	約20人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>燃え殻 耐火物解体 → 委託収集運搬 → 委託中間処理 → 委託最終処分 (コンクリート固型化) (管理型最終処分場:埋立)</p> <p>汚泥 機器内洗浄</p> <p>ばいじん ろ布撤去 → 委託収集運搬 → 委託中間処理 → 委託最終処分 (焼却・溶融) (路盤材他リサイクル)</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成27年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	ばいじん
	排 出 量	55.78 t	1.40 t	1.88 t
(これまでに実施した取組) 廃棄物のダイオキシン類、重金属等の測定分析結果に基づき処理を行う為、排出を抑制するのは難しい。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	ばいじん
	排 出 量	56.00 t	1.40 t	1.88 t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物のダイオキシン類、重金属等の測定分析結果に基づき処理を行う為、排出を抑制するのは難しい。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①燃え殻 ②汚泥 ③ばいじん 上記廃棄物を種類ごとに分別・保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①燃え殻 ②汚泥 ③ばいじん 上記廃棄物を種類ごとに分別・保管

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 27 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	ばいじん
	全処理委託量	55.78 t	1.40 t	1.88 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	1.40 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 事前に当社との取引実績及び委託先について調査し、過去に問題発生のない当社との取引実績のある処理業者に委託する。				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	ばいじん
	全処理委託量	56.00 t	1.40 t	1.88 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	1.40 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
(今後実施する予定の取組) 事前に当社との取引実績及び委託先について調査し、過去に問題発生 のない当社との取引実績のある処理業者に委託する。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。